

## 新年あけましておめでとうございます

皆様にとって本年も素晴らしい年でありますように心よりお祈り申し上げます。  
よりよい学校づくりのために各校の学校運営や教育支援が行えるように取り組んでいきたいと存じます。

本年も学校事務センターをどうぞよろしくお願いいたします。



## 休暇が新しく付与されます

※年度途中で採用・任用となった場合は、任用期間に応じた付与となります。

**年次有給休暇(年休)**……20日

**家族看護の休暇(特休)**……4日(中学校就学の始期に達するまでの子の場合  
にあっては当該日数に4日を加えた日数、2人以上  
の場合にあっては8日を加えた日数)の範囲内の期間

**学校等行事の休暇(特休)**……高校等を卒業し又は修了するまでの子1人につき1日  
の範囲内の期間

**短期の介護休暇(特休)**……5日、要介護者が2人以上の場合は10日  
別途「要介護者の状態等申出書」必要

※暦年で付与される特休は他にもあります。



NEW

## 旅費条例等一部改正 平成31年1月1日から施行

国や他県状況等も踏まえ、より実態に見合った旅費支給ができるよう制度の見直しが行われました。

### 《主な改正点》

★車賃(30円/km) →

23円/km



★旅行雑費  
(定額1,300円、早朝発・夜間着各1,000円)

廃止。交通費として鉄道賃等の実費を支給



★宿泊料(定額13,100円/夜)

甲地方11,700円/夜、乙地方(甲以外その他の地域)10,700円/夜

(甲:さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、広島市、福岡市 他7市)

## 共通用務内容・共通用務先を ご利用ください

簡単に精算  
できます

### 1/16 亀山市教育研究集会《in 井田川小》が 開催されます。

亀山市内の小中学校の他にも、皆様が比較的よく出張に行かれる施設について、共通用務先として登録しています。旅行命令書作成及び精算が簡単にできますので、ぜひご利用ください！



### 特殊勤務実績簿について

1月分は1月28日(月)締切  
その後すぐにシステム入力し、2月  
の給与で支給します。必ず提出の期  
限を守ってください。